

第 8 章 し尿の統計資料

(1) し尿収集体制

収集区域	業者名	車両		従事者数		
		積載量(kl)	台数(台)	収集(人)	事務(人)	計(人)
旧 熊 本 市 域 (小学校区毎)	(株)環境総合	3.0	3	4	3	7
		(3.0)	(1)			
	計	9.0	3			
	(株)協働社	3.0	2	8	1	9
		(3.0)	(2)			
	計	6.0	2			
	(株)健康舎	3.0	2	14	2	16
		(3.0)	(1)			
	計	6.0	2			
	(有)旭清掃社	3.0	2	2	1	3
		(3.0)	(1)			
		(1.8)	(1)			
	計	6.0	2			
	協業組合 熊本清掃公社	3.0	3	5	3	8
		(3.0)	(2)			
		(7.0)	(1)			
	計	9.0	3			
	(有)熊本ニシカン	3.0	2	6	1	7
		3.7	1			
		(1.8)	(1)			
		(3.7)	(1)			
	計	9.7	3			
富 合 A 地 区	(有)宮崎清掃社	3.0	2	1	1	2
	計	6.0	2			
富 合 B 地 区 城 南 地 区	(有)安達商会	3.0	5	7	2	9
		3.7	1			
	計	18.7	6			
植 木 地 区	(株)松岡清掃公社	1.8	1	22	3	25
		3.0	3			
		3.6	1			
		3.7	4			
		9.9	1			
		10.0	1			
	計	49.1	11			
計	許可車	119.5	34	69	17	86
	一時使用車	(35.3)	(11.0)			
	総合計	154.8	45			

*車両数は、R6年(2024年)3月31日現在

()内は一時使用車両

*従事者数は、し尿収集の従事者数を掲載(役員数を除く)

(2) 処理別人口の推移(全市域)

年度末人口(3.31現在)										
年 度	R1	比率	R2	比率	R3	比率	R4	比率	R5	比率
下 水 道 水 洗 化 人 口	640,319	87.5%	643,661	88.0%	644,523	88.3%	646,793	88.6%	648,157	88.9%
浄 化 槽 人 口	74,983	10.2%	73,691	10.1%	72,391	9.9%	71,365	9.8%	70,847	9.7%
く み 取 り 人 口	16,210	2.2%	14,014	1.9%	12,960	1.8%	11,719	1.6%	10,262	1.4%
自 家 処 理 人 口	60	0.0%	60	0.0%	60	0.0%	60	0.0%	60	0.0%
総 人 口	731,572	100%	731,426	100%	729,934	100%	729,937	100%	729,326	100%

(3) 収集・清掃件数の推移

清掃基数は年間										
年 度	R1	比率	R2	比率	R3	比率	R4	比率	R5	比率
く み 取 り 件 数 (月 平 均)	3,866	100%	3,693	100%	3,466	100%	3,233	100%	3,045	100%
人 頭 制 件 数	891	23%	832	23%	768	22%	694	21%	626	21%
従 量 制 件 数	2,975	77%	2,861	77%	2,698	78%	2,539	79%	2,419	79%
単独処理浄化槽清掃基数	8,249		8,153		7,841		7,178		6,962	
合併処理浄化槽清掃基数	11,184		11,427		11,489		11,531		11,584	

(4) 処理量の推移(全市域)

単位:KL										
年 度	R1	比率	R2	比率	R3	比率	R4	比率	R5	比率
く み 取 り し 尿	11,786.9	100%	11,221.1	100%	10,450.1	100%	9,840.7	100%	9,426.6	100%
東 部 浄 化 セ ン タ ー	3,029.8	26%	2,785.6	25%	2,555.7	25%	2,402.4	24%	2,275.2	24%
中 部 浄 化 セ ン タ ー	5,732.3	48%	5,475.1	49%	5,043.7	48%	4,716.6	48%	4,533.6	48%
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	3,024.8	26%	2,960.5	26%	2,850.7	27%	2,721.7	28%	2,617.8	28%
浄 化 槽 汚 泥	48,708.7	100%	47,657.6	100%	48,049.7	100%	47,608.2	100%	46,617.3	100%
東 部 浄 化 セ ン タ ー	12,677.2	26%	11,633.5	25%	12,536.6	26%	13,120.7	28%	12,382.4	27%
中 部 浄 化 セ ン タ ー	22,413.0	46%	22,489.8	47%	22,148.5	46%	20,980.1	44%	20,679.4	44%
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	13,618.5	28%	13,534.3	28%	13,364.6	28%	13,507.5	28%	13,555.5	29%
処 理 総 量	60,495.6	100%	58,878.8	100%	58,499.8	100%	57,449.0	100%	56,043.8	100%
東 部 浄 化 セ ン タ ー	15,707.0	26%	14,419.1	24%	15,092.3	26%	15,523.1	27%	14,657.5	26%
中 部 浄 化 セ ン タ ー	28,145.3	47%	27,964.9	48%	27,192.2	46%	25,696.7	45%	25,213.0	45%
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	16,643.3	27%	16,494.8	28%	16,215.3	28%	16,229.2	28%	16,173.3	29%

(5) 浄化槽の統計資料

① 設置基数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
設置基数	463	402	379	321	253
※廃止基数	726	818	856	767	599
総数	23,475	23,059	22,582	22,136	21,790

※下水道直結及び浄化槽の入替の総数

② 令和5年度（2023年度） 月別設置基数状況

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
設置届	建築基準法	12	12	15	17	15	20	18	22	14	15	13	186
	浄化槽法	7	3	7	1	6	4	7	8	8	3	6	67
	計	19	15	22	18	21	24	25	30	22	18	19	253
廃止基数	下水道直結	40	37	51	43	47	48	56	53	39	25	33	511
	入替等	3	10	13	5	4	11	7	6	6	9	8	88
	計	43	47	64	48	51	59	63	59	45	34	41	599

③ 令和5年度（2023年度） 人槽・型式別の設置基数

人槽	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1000	1001～2000	2001～	合計
小型合併処理浄化槽	246	2	3								251
大型合併処理浄化槽				1	1	0	0	0	0	0	2
計	246	2	3	1	1	0	0	0	0	0	253

④ 令和5年度（2023年度） 人槽・型式別の総設置基数

種類	人槽	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1000	1001～2000	2001～	合計
単独処理浄化槽	腐敗型	2,167	145	119	9	1	0	0	0	0	0	2,441
	全ばっ気型	802	58	88	30	3	0	0	0	0	0	981
	分離ばっ気型	1,268	27	148	10	0	1	0	0	0	0	1,454
	接触ばっ気型	2,925	344	365	18	6	1	0	0	0	0	3,659
	小計	7,162	574	720	67	10	2	0	0	0	0	8,535
	合併処理浄化槽	12,314	242	370	142	113	33	27	8	6	0	13,255
	合計	19,476	816	1,090	209	123	35	27	8	6	0	21,790

⑤ 工事完了検査実施状況の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
設置届出件数	463	402	379	321	253
検査件数	319	102	65	65	55
合格件数	319	102	65	65	55
不合格件数	0	0	0	0	0
合格率	100%	100%	100%	100%	100%

⑥ 令和5年度（2023年度） 月別の工事完了検査数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査件数	1	8	2	4	1	5	5	5	9	8	3	4	55
合格件数	1	8	2	4	1	5	5	5	9	8	3	4	55
不合格件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦ 保守点検実施状況の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
設置基数	23,475	23,059	22,579	22,136	21,790
保守点検基数	17,961	17,674	17,261	16,934	16,005
保守点検率	76.5%	76.6%	76.4%	76.5%	73.5%

⑧ 清掃実施状況の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
前年度末設置基数	23,738	23,475	23,059	22,582	22,136
清掃基数	19,433	19,580	19,330	18,709	18,546
清掃率	81.9%	83.4%	83.8%	82.8%	83.8%

(6) し尿処理事業年表

年	事 項
昭和26年	(12)農家の無料くみ取り拒否
27	広畑村で下肥くみ取り改善委員会を設立
29	(1)し尿運搬業者の誕生 (4)し尿処理手数料条例を制定（20円/桶）1桶は1斗5升
30	(8.1)し尿運搬業を許可制にするとともに、直営収集を開始（許可37業者50台、直営4台）
32	(11)メートル法実施により1桶を27ℓに改める。
33	(7)し尿運搬業者が任意組織として熊本清掃事業協同組合を設立
35	(8)チケット制によるくみ取り実施
37	(12)東部污水处理場（現「秋津浄化センター」以下同じ。）の建設着手
39	(12)東部污水处理場の建設工事完成（180m ³ /日） (2)し尿処理手数料に人頭制を新設 （1人1ヶ月50円 加算料 1月2回以上の場合その越える回数に50円を乗じた額を加算） 従量制 27ℓ当たり31円に改定（参考 1.14円/ℓ）
41	し尿運搬業者が協同組合熊本清掃公社を設立（組合員37人、許可車50台）
42	清掃管理第二課新設 全市対象のし尿処理実態調査（11万世帯）
43	し尿処理実態調査の補充調査 し尿浄化槽管理条例を制定し、浄化槽清掃業を許可制にする。 地区指定を変更し、便槽くみ取りは町単位、浄化槽清掃は市内を10ブロックに分割したブロック単位にする。
44	(4)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月60円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に30円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 1.36円
45	(3.1)東部污水处理場の増設工事が完成（140m ³ /日） 管理センター（棟）を新設 バナナ園を設置 許可車50台に脱臭器取付実施
46	くみ取り不能地区及び困難地区の対策を実施 実験用パイプラインの敷設 予備ホースの配布

年	事 項
47	(1)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月80円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に30円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 1.80円 (3)浄化槽清掃業は法に基づく許可制、浄化槽保守点検業は条例に基づく届け出制に移行 (4)浄化槽清掃料金を設定（指導料金） し尿の直営収集を廃止 (12)浄化槽事務を開始 水害便槽の無料くみ取りを実施
48	(3)東部污水处理場の前処理施設工事が完成 (4)浄化槽取扱実施要綱設定
49	(1.1)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月115円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に60円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 2.58円 (3)許可車を5台減車（許可車45台へ減少） (10)(株)環境総合（8台）を設立（合併法人化）
50	(2)東部污水处理場の秋津老人憩の家用地を福祉課へ移管 (7.1)浄化槽清掃料金改定 (8)(株)東和清掃（8台）、(株)協働社（6台）を設立（合併法人化） (10)東部污水处理場の脱硫施設工事が完成
51	(1.1)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月140円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に70円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 3.50円 (7.1)し尿処理区域割を小学校区単位に変更
52	(3)東部污水处理場の下水道圧送管工事が完成（50m ³ /日） (4.1)し尿処理手数料改定（人頭制 1人1ヶ月200円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に100円を乗じた額を加算） 従量制 1ℓ 5.00円 浄化槽清掃料金改定
53	(7)大型合併処理浄化槽の実態調査実施 (10)浄化槽取扱実施要綱を改正
54	(3.31)東部污水处理場の酸化処理施設工事が完成（50m ³ /日） (4)(有)旭清掃社を設立（合併法人化）

年	事 項
55	(4.1)し尿処理手数料改定（人头制 1人1ヶ月250円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に125円を乗じた額を加算） 従量制 10 6.50円 浄化槽清掃料金改定 (6)大型浄化槽実態調査実施 (8.)水害便槽の無料くみ取り
56	(3.9)県浄化槽協会が国指定検査機関となる。 (6.1)浄化槽構造基準の改正 (6)市全域の浄化槽設置確認調査 (7.31)101人槽以上の法定検査を実施 (9)新構造基準による浄化槽清掃料金を設定 (11.1)くみ取り便槽の異動届を市民課で受付開始
57	(4.1)し尿処理手数料改定（人头制 1人1ヶ月310円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に155円を乗じた額を加算） 従量制 10 7.50円 (6.8)保守点検業者の器材検査合併槽の実態調査
58	(4)浄化槽取扱要綱を改正
59	(4.1)浄化槽清掃料金改定
60	(4.1)し尿処理手数料改定（人头制 1人1ヶ月350円 加算料 1月2回以上の場合 その越える回数に175円を乗じた額を加算） 従量制 10 8.00円 (7)水害便槽の無料くみ取り (10.1)浄化槽条例等を制定
61	(3)保守点検業者の1回目登録（24業者） (3.19)東部污水处理場の消化汚泥脱水設備アルカリ脱臭設備が完成 (3.31)県浄化槽協会が県指定検査機関となる。
63	(4.1)浄化槽の人員算定基準改正 (5)水害便槽の無料くみ取り (5.25)浄化槽指導要綱を改正 (10)小型合併槽補助制度を創設 (10)熊本清掃公社が協業組合になる（合併法人化）

年	事 項
平成元年	美粧化公衆トイレの竣工（6カ所） (3.31)保守点検業者の2回目登録 (5)美粧化公衆トイレの維持管理開始 (9.12)東部污水处理場の余剰汚泥脱水設備が完成 (11.9)第5回全国ふれあいトイレシンポジウムを開催
2	美粧化公衆トイレの竣工（2カ所） (4.1)浄化槽清掃料金の改定 (6.6)小型合併実態調査（12基） (7)水害便槽の無料くみ取り（592件） (10.1)小型合併実態調査（20基） (11.26)県合併処理浄化槽普及促進協議会を設立
3	(1.1)条例のくみ取り手数料を廃止し規則で市長承認料金制とする (2.1)旧飽託4町の合併 浄化槽保守点検条例の改正 (3)美粧化公衆トイレの竣工（3カ所） (4.1)浄化槽取扱指導要綱の改正 (6)水害便槽の無料くみ取り（693件） (7.20)し尿くみ取り動態調査解析 (9.27)バナナ園倒壊
4	(1)し尿処理業者と転廃業問題について検討を開始 (3.1)処理水を秋津下水処理場（現東部浄化センター）へ圧送開始 (3.3)旧4町4業者（14台）が（有）熊本ニシカン（6台）を設立（企業合併） (4.1)くみ取り料金に公費助成を導入（3千万円） 保守点検業者の3回目登録（33業者） (10)し尿収集システム転換計画検討会発足
5	(3.31)美粧化公衆トイレの竣工（学園通りトイレ） (4.1)清掃二課を浄化対策課に、東部污水处理場を秋津浄化センターに改称 (6～8)水害便槽の無料くみ取り（545件） (9)美粧化公衆トイレの竣工（2カ所）
6	(3.31)美粧化公衆トイレの竣工（金峰山さるすべりトイレ） (4.1)合併処理浄化槽補助金額の改定

年	事 項
7	(4. 1)保健衛生局より、環境保全局へ組織替え 公費助成を増額（４千万円） 保守点検業者の４回目登録（32業者） (6. 16)金峰山駐車場トイレ解体 (7～9)水害便槽の無料くみ取り（162件）
8	(4. 1)生活環境事業部より環境事業部へ名称変更 秋津浄化センターの消化系列（160m ³ /日）を運転停止 (6～9)水害便槽の無料くみ取り（42件） (9. 30)美粧化公衆トイレの竣工（金峰山頂上トイレ） (10. 1)週40時間体制を実施（収集・処理部門とも土曜日・日曜日を休業）
9	(4. 1)仮設トイレの基本料金を承認 合併処理浄化槽の清掃料金を承認 公費助成を増額（５千万円） (7)水害便槽の無料くみ取り（377件） (10. 1)浄化槽届出に放流同意書添付義務付けを廃止
10	(3. 26)し尿処理業者と第一次合理化協定書を締結（許可車17台減車、４月１日付け） (4. 1)秋津浄化センターを「かい」に縮小し浄化対策課に統合する 保守点検業者の５回目の登録（３２業者） 合併処理浄化槽維持管理等の四者一括契約システムを開始、 合併処理浄化槽の点検回数を２月に１回以上とする 合併処理浄化槽補助金額の改定 し尿処理業者代替業務提供要綱・し尿処理業者合理化援助金交付要綱の施行 し尿処理業者へ代替業務の提供及び合理化援助金の交付を開始 許可車を４台減車 (6～8)水害便槽の無料くみ取り（３件） (10. 1)１０人槽以下の合併処理槽清掃料金を改定
11	(4. 1)浄化槽取扱要綱の改正（単独処理槽製造中止に伴う合併処理槽義務付け等） 許可車を４台減車 (6)水害便槽の無料くみ取り（３０件） (9)水害便槽の無料くみ取り（５２件）

年	事 項
12	(4. 1)許可車を５台減車 (4. 3)（財）県建築住宅協会において戸建住宅の建築確認スタート
13	(4. 1)許可車を３台減車 浄化槽取扱要綱の改正（浄化槽法改正に伴う変更） 保守点検業者の６回目の登録（３２業者） (6～7)水害便槽の無料くみ取り（７件）
14	(3)中部浄化センターし尿前処理施設の改修工事着手（210m ³ /日） (4. 1)許可車を１台減車 (11)秋津浄化センターし尿圧送設備の更新工事着手
15	(1. 1)中部浄化センターのし尿の増量処理開始（210m ³ /日） (4. 1)第二次合理化事業スタート 許可車３台減車 秋津浄化センターの希釈し尿圧送開始、残液処理開始 (7)中部浄化センターし尿前処理脱臭設備工事着手 水害便槽の無料くみ取り（９件）
16	(4. 1)許可車を１台減車 し尿・浄化槽管理システム稼動開始 保守点検業者の７回目の登録（３１業者） (5～）秋津浄化センターの宿日直体制見直し（２名から１名に）
17	(3. 31)秋津浄化センター残液処理完了 (4. 1)許可車を１台減車 (9～）秋津浄化センターの宿日直体制見直し（土日の宿日直を廃止）
18	(2. 20)浄化槽タウンミーティング熊本が本市で開催される (4. 1)許可車を２台減車 (6. 26～8. 26)水害便槽の無料くみ取り（６８件） (10. 4)第２８回浄化槽行政担当者研究会が本市で開催される (10. 5)第２０回全国浄化槽技術研究集会在本市で開催される

年	事 項
19	(4.1)許可車を2台減車 保守点検業者の8回目の登録（32業者） (10.1)高度処理型合併処理浄化槽への補助開始 (7.4～11)水害便槽の無料くみ取り（12件）
20	(4.1)第三次合理化事業スタート 許可車を1台減車 秋津浄化センター運転管理業務一部民間委託開始 (7.1)水害便槽の無料くみ取り（1件） (10.6)富合町との合併 ※富合町許可業者2社を本市許可業者として引き継ぐ 浄化槽保守点検条例の一部改正
21	(4.1)許可車を1台減車 (7.28)水害便槽の無料くみ取り（1件）
22	(3.23)城南町・植木町との合併 ※両町許可業者2社を本市許可業者として引き継ぐ 浄化槽保守点検条例の一部改正 (4.1)許可車を1台減車 保守点検業者の9回目の登録（38業者） (5.24～7.17)水害便槽の無料くみ取り（3件） (9.8)明八橋際公衆トイレ簡易水洗化
23	(4.1)許可車を1台減車 保守点検業者1社新規登録 (6.12～21)水害便槽の無料くみ取り（14件） 浄化槽保守点検条例の一部改正
24	(4.1)保守点検業者1社新規登録 許可車を3台減車 (6.16～24、7.12、9.17)水害便槽の無料くみ取り（28件） (7.12)被災浄化槽の土砂等抜き取り実施（62基） 九州北部豪雨災害に伴い避難所に仮設トイレを設置
25	(3.1)放流先がない場合の浄化槽排水の処理に係るガイドライン作成 (3.12)小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更（単独処理浄化槽撤去費補助の開始） (5.20)熊本市災害し尿等対策協議会と協定書を締結する。 (6.1～26.3.20)富合・城南地区のくみ取り世帯実態調査等委託を実施

年	事 項
26	(2.28)くみ取り便槽に関する処理規程について市長承認制から届出制に変更 (3.31)宇城広域連合脱退 (4.1)富合・城南地区のくみ取り制度を旧熊本市と統一 (5.1～12.26)植木地区のくみ取り世帯実態調査等委託を実施 (9.24)浄化槽清掃業の営業に関する規定について、市長承認制から届出制に変更 (10.28)旧熊本市許可業者7社による熊本市公共下水道維持管理協同組合設立 (12.24)（有）安達商会等4社による熊本市施設管理事業協同組合設立
27	(3.9)保守点検業者登録に関して審査会への付議を廃止 (4.1)植木地区のくみ取り制度を旧熊本市と統一 富合・城南・植木地区の合併処理浄化槽清掃区域自由化 小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更（新設・転換の区別を設ける）
28	(4.14)熊本地震により被災した秋津浄化センターでのし尿受入を中止 (4.18)東部浄化センターへの投入開始
29	(2.24)東部浄化センターにて簡易受入施設建設開始 (3.31)秋津浄化センター閉鎖 (4.1)小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更（災害の区分を設ける） (7.15)東部浄化センターにて簡易受入施設建設完成 (12.22)被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金の開始
30	(4.1)第四次合理化事業スタート（旧市域）
令和元年	(4.1)富合・城南・植木地区を対象とした合理化事業スタート 小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更（事業計画区域の一部地域への補助開始）
令和2年	(2.3)秋津浄化センター解体工事着手 (3.24)浄化槽保守点検条例の一部改正 (4.1)小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更 （新設廃止、単独転換に伴う宅内配管の補助開始） (8.19)花畑広場整備に伴う美粧化公衆トイレの解体（花畑パークトイレ）
令和3年	(2.17)花畑広場整備に伴う美粧化公衆トイレの解体（辛島パークトイレ） (3.31)山鹿市と山鹿浄水センターを活用するし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する 協定書締結 (5.31)秋津浄化センター解体工事完了 (9.4)東部浄化センターにてし尿の恒久的受入施設の建設開始

年	事 項
令和4年	(3.31) 小型合併処理浄化槽補助制度の内容変更 (災害の区分を廃止、くみ取り転換に伴う宅内配管、くみ取り便槽撤去費補助の開始) 被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金の終了
令和5年	(1.31) 大和団地汚水処理場解体工事完了 (3.14) 東部浄化センターにてし尿の恒久的受入施設完成 (3.29) 山鹿市が山鹿浄水センターにて前処理施設の建設開始 (4.3) 東部浄化センターのし尿の恒久的受入施設でのし尿受入開始
令和6年	(4.15) 熊本市と山鹿市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する協議書の締結 (4.30) 山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更に関する協議書の締結 (4.30) 山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議書の締結 (5.27) 山鹿植木広域行政事務組合のし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務の協議に係る確認書の締結 (9.10) 熊本市と山鹿市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する協定書の締結